

～ 学生納付特例事務法人の指定手続きに関するよくあるご質問～

制度について

Q1 学生納付特例事務法人になるメリット・デメリットを教えてください。

A メリットは、

- ・学生にとっては、学生納付特例申請書を学校にも提出できるようになり、便利になること
- ・学校にとっては、無年金者を出さない体制作りのアピールができること、受付1件につき500円の手数料が入ること
などです（国や地方公共団体が設置する教育施設については、公務で代行事務を行っていただくため、手数料の支払いはございません。）。

デメリットは、学校にとっては事務負担の増加が考えられます。

指定の申出について

Q2 指定の申出は学校単位で行うのですか。

A 法人単位での申出になります。法人傘下の学校のうち、一部の学校のみで事務を行っていただくことも可能です。

Q3 指定申出書への添付書類である登記簿謄本は、コピーでもよいのでしょうか。

A 原本を添付してください。

Q4 登記簿上の法人所在地によって、指定申出書の提出先は変わりますか。

A 所在地が福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の場合は、日本年金機構近畿地域第一部運営グループが提出先となります（他の所在地である場合は、お問い合わせください。）。

指定を受けた後の事務について

Q5 学生納付特例事務法人の指定を受けた後、学校が行う事務にはどのようなものがありますか。

A 学校が行う事務として、次の事務があります。

- ①学生等から提出のあった学生納付特例申請書の受付、受付管理簿の作成、提出された学生納付特例申請書の記載もれ等の確認
- ②日本年金機構（事務センター）への学生納付特例申請書の送付
- ③各月における取扱件数の報告
- ④オリエンテーションなどを活用し、学生等に対して代行事務を行っている旨の周知

Q6 学生から受け付けた学生納付特例申請書は、どこへ提出するのですか。

A 日本年金機構の事務センターへご提出ください（日本年金機構から、提出用の封筒を配布しています。）。